

坂出港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、坂出港の脱炭素化を推進するため、坂出市が策定する坂出港港湾脱炭素化推進計画（港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の2第1項に規定する官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画）に、港湾関係者等の意見および脱炭素化の取組を反映させるため、坂出港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 本協議会は法第50条の3に規定する港湾脱炭素化推進協議会とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 温室効果ガスの削減目標および削減計画に関する事項
- (2) 水素・燃料アンモニア等供給目標および供給計画に関する事項
- (3) 港湾・産業立地競争力の向上に向けた方策に関する事項
- (4) その他坂出港港湾脱炭素化推進計画に関する事項

（構成）

第3条 協議会は、法第50条の3第2項各号に掲げる者をもって構成する。

2 協議会の委員長は互選にて決定し、副委員長は委員長が指名する。

3 構成員の追加は、事務局からの申し出に基づき委員長が決定する。

（委員長および副委員長）

第4条 委員長は協議会を代表し、会議を主宰する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が不在の時は、委員長の職務を代理する。

（開催）

第5条 協議会は、事務局が必要に応じ招集する。

2 事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。

3 協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

4 委員長が必要と認めた場合は、第3条に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。

5 委員長が必要と認めた場合は、協議事項および出席者を限定したワーキ

ンググループを設置することができる。

(協議会の取扱い)

第6条 協議会は、構成員の自由な議論を担保する観点等から、原則として非公開とする。

2 議事次第は、会議終了後に公開する。

3 議事次第以外の配布資料の公開または非公開の判断は、協議会に諮り、事務局が行う。

4 協議会の議事は、会議終了後に、発言者が特定されない形で概要のみ公開する。

(秘密保持)

第7条 協議会の構成員および参加者は、協議会で知り得た情報（前条の規定により公開された議事次第、配布資料および議事概要を除く。）を外部に漏らし、または無断で使用してはならない。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、香川県土木部港湾課および坂出市建設経済部港湾課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議会に諮り、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

この要綱は、令和5年2月24日から施行する。

## 坂出港カーボンニュートラルポート形成協議会 設置要綱の改正について（案）

港湾法の改正により計画および協議会の名称を変更し、また事務局に香川県土木部港湾課を加えることから、坂出港カーボンニュートラルポート形成協議会設置要綱を改める。

### 坂出港カーボンニュートラル形成協議会設置要綱改正（案）

「坂出港カーボンニュートラルポート形成協議会設置要綱」を「坂出港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱」に改める。

第1条第1項のうち「坂出港カーボンニュートラルポート形成計画」を「坂出港港湾脱炭素化推進計画（港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の2第1項に規定する官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画）」に、「坂出港カーボンニュートラルポート形成協議会」を「坂出港港湾脱炭素化推進協議会」に改め、次の1項を加える。

2 本協議会は法第50条の3に規定する港湾脱炭素化推進協議会とする。

第2条第1項第4号のうち「坂出港カーボンニュートラルポート形成計画」を「坂出港港湾脱炭素化推進計画」に改める。

第3条第1項を第2項とし、同条第2項を第3項とし、第1項に次の項を加える。

第3条 協議会は、法第50条の3第2項各号に掲げる者をもって構成する。

第5条第1項のうち、「委員長」を「事務局が必要に応じ」に改め、第2項を第4項とし、同条第3項を第5項とし、第2項および第3項に次の項を加える。

2 事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。

3 協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

第8条のうち「坂出市建設経済部港湾課」の前に「香川県土木部港湾課および」を加える。

### 付 則

この要綱は令和5年2月24日から施行する。

### 坂出港カーボンニュートラルポート形成協議会設置要綱新旧対象表

改 正 (案)	現 行
坂出港港湾脱炭素化推進協議会設置要綱 (趣旨)	坂出港カーボンニュートラルポート形成協議会設置要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、坂出港の脱炭素化を推進するため、坂出市が策定する坂出港港湾脱炭素化推進計画（港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第50条の2第1項に規定する官民の連携による脱炭素化の促進に資する港湾の効果的な利用の推進を図るための計画）に、港湾関係者等の意見および脱炭素化の取組を反映させるため、坂出港港湾脱炭素化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 本協議会は、法第50条の3に規定する港湾脱炭素化推進協議会とする。

（協議事項）

第2条 略

(1)～(3) 略

(4) その他坂出港港湾脱炭素化推進計画に関する事項

（構成）

第3条 協議会は、法第50条の3第2項各号に掲げる者をもって構成する。

2 協議会の委員長は互選にて決定し、副委員長は委員長が指名する。

3 構成員の追加は、事務局からの申し出に基づき委員長が決定する。

（開催）

第5条 協議会は、事務局が必要に応じ招集する。

2 事務局は、協議会において協議を行うときは、構成員に協議を行う事項を通知しなければならない。

3 協議会において協議が調った事項については、構成員はその協議の結果を尊重し

第1条 この要綱は、坂出港の脱炭素化を推進するため、坂出市が策定する坂出港カーボンニュートラルポート形成計画に、港湾関係者等の意見および脱炭素化の取組を反映させるため、坂出港カーボンニュートラル形成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 略

(1)～(3) 略

(4) その他坂出港カーボンニュートラル形成計画に関する事項

（構成）

第3条 協議会の委員長は互選にて決定し、副委員長は委員長が指名する。

2 構成員の追加は、事務局からの申し出に基づき委員長が決定する。

（開催）

第5条 協議会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めた場合は、第3条に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。

3 委員長が必要と認めた場合は、協議事項および出席者を限定したワーキンググループを設置することができる。

<p><u>なければならない。</u></p> <p>4 委員長が必要と認めた場合は、第3条に規定する構成員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>5 委員長が必要と認めた場合は、協議事項および出席者を限定したワーキンググループを設置することができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務局は、<u>香川県土木部港湾課および坂出市建設経済部港湾課</u>に置く。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、令和4年9月16日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和5年2月24日から施行する。</u></p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務局は、坂出市建設経済部港湾課に置く。</p> <p>付則</p> <p>この要綱は、令和4年9月16日から施行する。</p>
---	--